

報告第5号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年9月2日提出

天理市長 南 佳 策

専決第9号

専 決 処 分 書

平成21年6月22日午後10時頃から23日未明の間に、天理市西長柄町492番地
2先の市道559号線上で発生した街路樹の倒木による物損事故に関し、被害者
との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に
関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分
する。

平成21年8月11日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 262,500円

専決第10号

専 決 処 分 書

平成21年7月6日午後6時40分頃天理市西井戸堂町129番地1先の市道23号
線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示
談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市
条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成21年8月21日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 15,948円